令和3年8月6日

市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る

議会の議決手続の見直しについて

# 農林水産省

## 土地改良事業の基本要件と災害復旧事業について

- ○土地改良事業は、土地改良法に基づいて、農業用用排水施設の整備や区画整理を実施するものであり、原則として事業参加資格者の発意(申請)、3分の2以上の同意を基本要件として実施。
- ○例外として、大規模で公共性等が高い場合や市町村のように基礎自治体として地元受益者の意向を反映することが可能な場合は、事業主体(国、都道府県、市町村等)の発意、事業参加資格者の3分の2以上の同意により実施。
- ○さらに、農用地又は土地改良施設の災害復旧については、上記のような手続きによっては迅速な復旧が困難となることから、急速に行う べき事業として特別に簡易な手続きにより実施。

### ■土地改良事業の特徴

基本 要件

事業参加資格者の発意(申請)

土地改良事業は、公共投資による社会資本の形成であるとともに、事業参加資格者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼし、事業参加資格の費用負担があることから、原則として事業参加資格者の発意(申請)、同意を基本要件として実施。

事業参加資格者の3分の2同意

土地改良事業は、土地のつながりや、水系による一定の地域内の土地を事業の受益地として、当該一定地域内の事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば事業を実施可能。



事業内容

農業用用排水施設 (ダム・用水路等) の新設・更新等



区画整理 (農地の大区画化等)



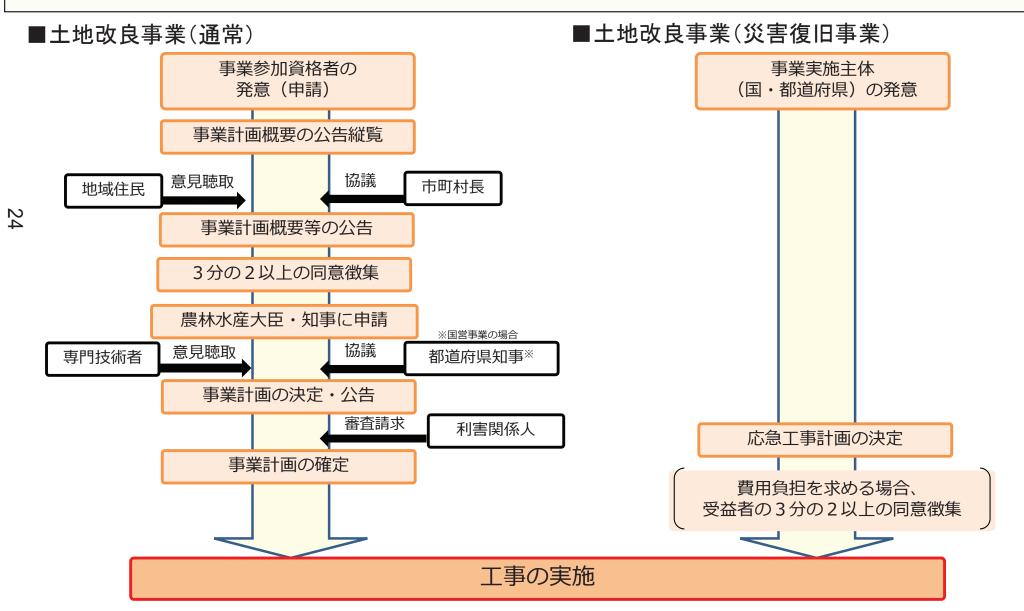
手続簡素化

※事業参加資格者の同意 原則不要等

災害復旧

## 土地改良事業の実施の流れ(国・都道府県営)

- ○通常、国・都道府県が土地改良事業を実施する場合、事業参加資格者の発意・申請、3分の2以上の同意徴集のほか、事業計画概要の公告縦覧、地域住民や専門技術者からの意見聴取など様々な手続きを経る必要。
- ○一方、災害復旧事業については、特別に簡易な手続き(事業実施主体(国・都道府県)の発意で、応急工事計画を決定)により、 工事実施。(ただし、費用負担については、受益者3分の2以上の同意徴集が必要。)



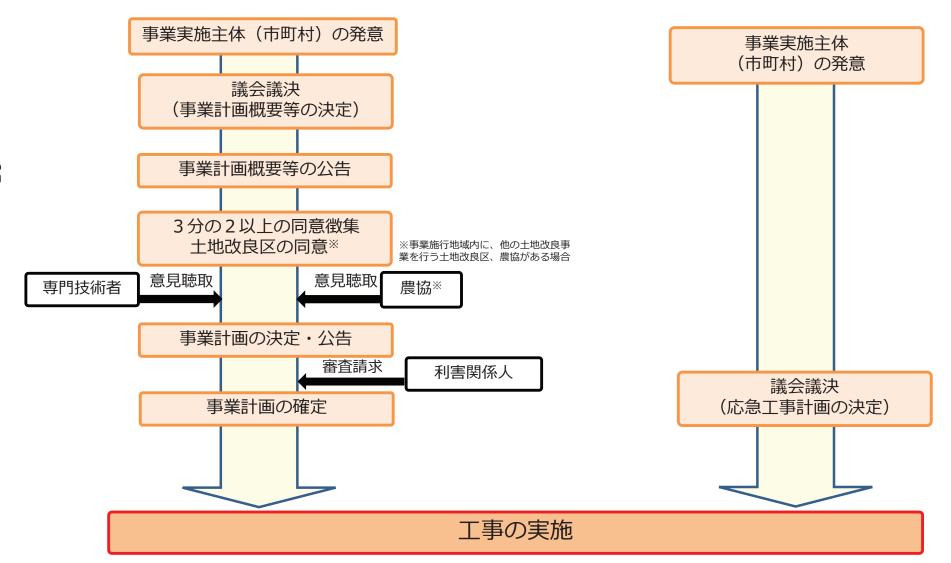
2

## 土地改良事業の実施の流れ(市町村営)

- ○通常、市町村が土地改良事業を実施する場合、事業参加資格者の3分の2以上の同意徴集のほか、議会の議決を経て事業計画概要等を定め、当該概要等の公告、専門技術者からの意見聴取など様々な手続きを経る必要。
- ○一方、災害復旧事業については、特別に簡易な手続き(実施主体(市町村)の発意で、議会の議決を経て応急工事計画を決定) により、工事実施。

## ■土地改良事業(通常)

## ■土地改良事業(災害復旧事業)



## 26

## 土地改良法による災害復旧事業の手続き比較

- 迅速かつ機動的に災害復旧事業を実施できるようにするため、国・都道府県営災害復旧事業は、受益者の申請によらず、かつ、事業参加資格者の同意を得ることなく、特別に簡易な手続きにより実施。このように地元受益者の意思を確認する機会がない簡易な手続きであることから、受益者に費用負担を求める場合は、受益者の3分の2以上の同意が必要。
- 市町村営災害復旧事業についても、同様に特別に簡易な手続きにより実施するが、住民の意思の反映を重視して、応急工事計画の 決定に当たって議会議決が必要(土地改良区営災害復旧事業は、組合員の意思の反映を重視して、総会議決が必要。)。
- 市町村営事業については、市町村が住民に最も身近な行政主体であり、実施する事業も小規模なものが中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、土地改良区営事業と同列の位置づけとされてきたところ。そのため、災害復旧事業の手続きについても、土地改良区の手続きに準じているところ。

## ■災害復旧事業の手続き比較

団体営事業

実施主体	国・都道府県	市町村	土地改良区*
受益者からの申請・非申請の区分	非申請	非申請	非申請
事業参加資格者 の同意の必要性	なし 費用負担を求める場合、 受益者の2/3以上の同意	なし	なし
応急工事計画決定に 当たっての議会議決の 必要性	なし	あり (市町村議会議決)	あり (総会議決)

※土地改良法に基づき、農業者等を組合員として、土地改良事業を実施することを目的に設立される法人

## 市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る 議会の議決手続の見直しの提案に関する農林水産省からの回答

### 【提案団体が求める措置の具体的内容】

土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。

#### 【農林水産省からの一次回答】

土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者(市町村議会議員)の議決機関である議会の議決を求めているところです(第96条の4において読み替えて準用する第87条の5)。

一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされておりますが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされています。(第87条の5及び第91条第4項において準用する第90条第7項)。

以上のことから、事業実施主体の特性により手続きの違いを設けているところですが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいります。

## (参考) 災害復旧事業に対する国庫補助の流れ

- 災害復旧事業に対しては、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金が交付される。
- また、被害の拡大防止や次期作付の準備の観点から、緊急に復旧事業を実施する必要がある場合には、災害査定の前に 復旧工事に着手することが可能(査定前着工制度)

### ■国庫補助の流れ



#### ◎ 査定前着工 (応急仮工事)

被害拡大防止の ために必要な場合 に仮設的な応急工 事を実施



ため池堤体法面を ブルーシートで養生

#### ◎査定前着工(応急本工事)

緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合に農地等を復旧





洪水等により農地に堆積した土砂等を撤去することで、 作付け可能な状態に復旧

※土地改良法に基づく災害復旧事業を行う場合には、この時点で議会の議決 を経て応急工事計画を決定する。